

令和4年第8回桶川市農業委員会総会 議事録

令和4年8月26日(金) 午後2時から

場所：桶川市役所3階 会議室303

【出席委員】 農業委員	2 天沼省司、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、5 岩崎真一、6 植野成美、7 加藤俊子、8 砂川富夫、10 堀口洋人、11 渡邊富二
最適化推進委員	1 池田仁政、2 黒沼紀夫、3 渋谷政昭、5 高柳稔、8 原島忠男
【欠席委員】	1 秋山重樹、9 原島貞夫、4 高橋桂、6 竹内芳夫、7 塚本靖夫
【傍聴人】	0名
事務局長	<p>只今より、令和4年第8回桶川市農業委員会総会を行います。</p> <p>本日は、農業委員11名のうち9名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>それでは、次第の1「開会」を、岩崎委員にお願いします。</p>
岩崎委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>(会長が議長に就く)</p>
議長	<p>只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。</p> <p>それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。</p> <p>10番の堀口洋人委員と11番の渡邊富二委員にお願いします。</p>
議長	<p>それでは、次第の4「議事」に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の農地法第5条の許可申請は、3件です。農地法第5条の許可申請ですので、農地を農地以外のものにして、所有権の移転や使用貸借権</p>

	<p>等の設定を行うものになります。それでは、まず第1号件について説明いたします。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりでございます。こちらは賃貸借権を設定する案件で、転用目的は資材置場（樹木置場）です。申請地は、令和4年7月15日付けで農用地区域から除外されております。10ha以上の連坦性がある農地であることから、農地区分は第1種農地と考えております。既存敷地の拡張については、第1種農地の不許可の例外に該当するため、農地法上の立地基準を満たしていると考えられます。ただし、拡張に係る部分の敷地面積が既存敷地の2分の1を超えないものに限られております。本件は、634.33㎡ある既存敷地の2分の1を超えない程度である245㎡の敷地を拡張する案件になりますので、その点も問題はございません。</p> <p>隣地農地との境界についてですが、直接隣接する土地は、すべて農地以外となっておりますので、被害防除策は行わない計画となっております。また、申請地には、買い付けた樹木を40本設置する計画となっております。転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧くださいいただければと思います。</p> <p>なお、都市計画法に基づく開発許可についてですが、建築物を新築する計画がございませんので、手続きは不要となっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渡邊委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>8月19日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>

議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第2号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号件についてご説明いたします。 譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりでございます。こちらは所有権を移転する案件で、転用目的は資材置場（敷地拡張）です。申請地は、令和3年7月7日付けで農用地区域から除外されております。申請地は、第1種農地にも第3種農地にも該当しない農地であることから、農地区分は第2種農地と考えております。第2種農地は、周辺の他の土地に立地が困難な場合、もしくは、第1種農地の不許可の例外に該当する場合は許可することとなっております。既存敷地の拡張については、第1種農地の不許可の例外に該当するため、農地法上の立地基準を満たしていると考えられます。ただし、拡張に係る部分の敷地面積が既存敷地の2分の1を超えないものに限られております。本件は、5,906㎡ある既存敷地の2分の1を超えない程度である2,580㎡の敷地を拡張する案件になりますので、その点も問題はありません。</p> <p>隣地農地との境界についてですが、被害防除策としてコンクリートブロックを3段から4段内積みする計画となっております。申請地には、残土と足場支柱や足場部材を設置する計画となっております。転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧くださいいただければと思います。</p> <p>なお、都市計画法に基づく開発許可についてですが、建築物を新築する計画がございませんので、手続きは不要となっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渡邊委員	<p>それでは報告させていただきます。 8月19日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第2号件について何か質問等ありますか。</p>

議長	<p>無いようですので、お諮りします。 第2号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第3号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第3号件についてご説明いたします。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりでございます。こちらは所有権を移転する案件で、転用目的は自動車修理工場です。申請地は、令和4年7月15日付けで農用地区域から除外されております。申請地は、第1種農地にも第3種農地にも該当しない農地であることから、農地区分は第2種農地と考えられます。自動車修理工場については、第1種農地の不許可の例外である「周辺その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、農地法上の立地基準を満たしていると考えられます。</p> <p>隣地農地との境界についてですが、被害防除策としてコンクリートブロックを内積みする計画となっております。建築面積は104㎡となっております。申請地には来客駐車場3台分、修理車両保管場所が8台分となっております。転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて理由書をご覧くださいければと思います。</p> <p>都市計画法に基づく、開発の許可要件を満たしていることについては、桶川市建築課に確認済みとなっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渡邊委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>8月19日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第3号件について何か質問等ありますか。</p>

議長	<p>無いようですので、お諮りします。 第3号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第2号議案「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号議案について説明させていただきます。 基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。 申請数は、更新の案件が1件2筆で、面積は2,601㎡となっております。 こちらは賃貸借権の設定で、期間は2年間となっております。 事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渡邊委員	<p>それでは報告させていただきます。 8月19日に現地調査を行いました。 申請地は写真のとおり適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第2号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 第2号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして次第の5「報告事項」に入ります。 事務局からお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、農地法第4条第1項第8号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分を報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。農地法4条の届出が1件、農地法5条の届出が3件となっております。</p> <p>転用目的は、住宅敷地が4件となっております、令和4年7月29日から令和4年8月19日までの専決処分となっております。</p> <p>事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは次第6「その他事項」について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会の日程についてお知らせいたします。</p> <p>次回の現地調査は、令和4年9月16日（金）の午前10時から、第2班が行いますので、市役所2階の会議室201にお集まりください。</p> <p>また、次回の農業委員会総会は、令和4年9月27日（火）の午後2時から、市役所3階の会議室303で行いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>他に事務局や委員の皆様から何かございますか。</p> <p>無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。</p> <p>慎重審議ありがとうございました。</p> <p>事務局長にお返しします。</p>
事務局長	<p>会長ありがとうございました。</p> <p>それでは、岩崎委員に閉会をお願いいたします。</p>
岩崎委員	<p>(閉会宣言) 閉会時間 午後2時38分</p>